

手続きの流れ（私有地の場合）

収集部門

① 設置希望場所での立会協議

② 事前協議

- ・事前協議書
- ・土地使用承諾書
- ・付近地図
- ・土地・建物の登記簿謄本
- ・公図
- ・整備するごみステーションのカatalog、または設計図
- ・見積書
- ・整備前の写真
- ・市税納付状況調査同意書（町内会は不要）

【注意事項】

設置には土地所有者の承諾が必要です。
その他、ごみ収集に支障がない等の条件があります。

事前協議後、承認を得てから、購入・設置を行ってください。

資源政策課

③ 補助金交付申請

※整備の日から3か月以内に
補助金交付申請をしてください。

- ・補助金交付申請書
- ・補助金交付請求書
- ・領収書
- ・整備後の写真
- ・振込み口座の写し
- ・委任状・振替依頼書

事前協議・補助金交付申請の際の**注意点**

- ・委任状などに使用する**印鑑は全書類統一**（同じ印鑑、シャチハタは不可）してください。
- ・訂正は二重線を引き、同じ印鑑を使用してください。
※印鑑不要の申請書類等を訂正する場合は、申請者氏名の横に押印をして、訂正箇所_に訂正印をお願いします。
- ・**整備の日から3ヶ月経過したら、補助金の申請ができません。**
- ・「交付申請書」や「交付請求書」等の口座情報記載欄は通帳のとおりに記載してください。
- ・各書類の申請者等は、団体等の場合「例）〇〇町内会 会長 〇〇〇〇」と記載してください。

※ 申請の諸状況により別途必要書類が追加、あるいは異なる場合があります。